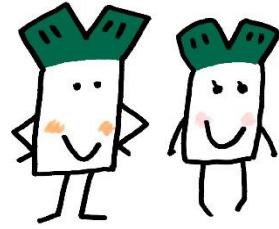


岐南町から転出される方へ

手続きはお済みですか？



手続名	手続の概要	備考	担当課
印鑑登録	印鑑登録証を返却してください。 転出（予定日）以降は、自動的に廃止されます。	必要に応じて転入先の自治体で、印鑑登録の手続きをしてください。	住民課 1階1番窓口
住民基本台帳カード	岐南町での手続きは特にありません。 (公的個人認証サービスの電子証明書は自動的に失効されます。)	転入先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※現在は新規発行していません。	
マイナンバーカード (個人番号カード)	岐南町での手続きは特にありません。	転入先の自治体で継続利用の手続きをしてください。 ※継続利用をしないと失効します（再発行する場合は有料）	
国民健康保険 (被保険者)	資格確認書を必ず返却してください。 転出日以降は使用できません。	転入先の自治体窓口で、改めて加入手続きをしてください。	
国 民 年 金 (加入者)	転出時点での手続きはありません。（国外への転出を除く）	必要に応じて、基礎年金番号がわかるもの、本年度の保険料の領収書等を持参の上、転入先の自治体で加入登録してください。	
介 護 保 備	・被保険者証を返却してください。転出日をもって資格が喪失します。 ・認定を受けられている方は『受給資格証明書（転出者用）』をお渡しします。	介護認定を受けている方は、「受給資格証明書」を持参の上、転入先の自治体で転入から14日以内に登録手続きをしてください。	保険年金課 2階2番窓口
後期高齢者医療	・転出先が県内の場合、岐南町の資格確認書を転出先へ提出してください。 ・転出先が県外の場合、岐南町の負担区分証明書を転出先へ提出してください。	転入先の自治体で、改めて加入手続きをしてください。 【県内へ転出の方】転出先の自治体で、岐南町の資格確認書を回収します。転入の手続きの際、資格確認書を持参してください。 【県外へ転出の方】転出の手続きの際、資格確認書を岐南町へ必ず返却してください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の手当を受給されていた方は廃止手続きをしてください。	転入先の自治体窓口にて障害者手帳の住所変更が必要となります。また、福祉手当を受給されていた方は改めて受給手続きをしてください。	
福祉医療	来庁者の本人確認書類をお持ちのうえ、福祉医療費受給者証を必ず返却してください。転出日以降は使用できません。	マイナ保険証等（※）を持参の上、転入先の自治体窓口で、改めて受給の手続きをしてください。 ※マイナ保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ	福祉課 1階2番窓口
予防接種	転出後、予診票は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの予診票・母子健康手帳を持参し、交換の手続きをしてください。	

手続名	手続の概要	備考	
妊娠婦健康診査 新生児聴覚検査 1か月児健診	転出後、受診票は使用できません。	転入先の自治体窓口に残りの受診票を持参し、交換の手続きをしてください。	こども 安心課 1階5番窓口
児童手当	転出の手続きをしてください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
児童扶養手当	児童扶養手当証書の返却、および転出の手続きをしてください。	転入先の自治体窓口で住所変更の手続きをしてください。	
保育施設	保育施設に退園届を提出してください。	転入先の自治体窓口で改めて入園の手続きをしてください。	
幼児教育無償化 (幼稚園等)	園にて住所変更の手続きをしてください。	転入先の自治体窓口で改めて請求手続きをしてください。	
町立小中学校 から転校	今までの学校で転校の手続き及び下記書類の交付を学校で受けてください。 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	左記の証明書を持参の上、新しい学校及び教育委員会で転校手続きをしてください。	二町教育 委員会 2階5番窓口
	下記の物品を借りている場合は、在学している町立小中学校に返却してください。 ・ICタグ（通学安全システム） ・タブレット ・Wi-Fiルーター		こども 学び課 2階4番窓口
原動機付き 自転車の ナンバー交付	ナンバープレート、「標識交付証明書」「本人確認書類」を持参の上、廃車手続きをしてください。	転入先において再度、使用する場合は、印鑑、自賠責保険証書、「廃車証明書」を持参の上、登録手続きをしてください。	税務課 2階1番窓口
防災無線機の 返却	防災無線の本体、電源コードなど貸与したものをお必ず返却してください。		くらし 安全課 4階2番窓口
水道料金 下水道使用料	転出予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターへご連絡ください。	岐南町水道料金事務センター 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階 西 ☎058-259-3700 受付時間 平日8:30から17:15まで (年末年始を除く)	上下水道課 4階1番窓口

【住民税（町県民税）について税務課からのお知らせ】

住民税は、その年の1月1日現在の居住地で課税されますので、1月2日以降岐南町から転出されてもその年の住民税は、岐南町に納付いただくことになります。それに伴い、転入先の自治体では所得証明や納税証明などの各種証明書は発行できませんのでご注意ください。

また、転出された時点でコンビニ交付サービスの利用ができなくなりますので、各種証明書が必要な方は、お手数をおかけしますが岐南町役場の税務課窓口での発行または郵送により請求ください。

郵送による請求方法についてはWebで「ぎなんねっと 1629」と検索し、「税務証明交付申請書」をご覧ください。

【新しい住所地への転入手続きについて】

転入届は、新しい住所地に住み始めてから**14日以内**に、下記の持ち物を用意して転入先の自治体で手続きをしてください。（下記に提示する持ち物は一般的なものです。個人の条件（国保加入やお子様の有無）によって変わる場合があります。事前に転入先の自治体へのお問い合わせをオススメします。）

- ・転出証明書（マイナンバーカードによる転出の場合は不要）
- ・マイナンバーカードおよび暗証番号（お持ちの方のみ／異動される方全員）
- ・窓口へ行かれる方の本人確認ができるもの（免許証やマイナンバーカードなどの写真付き身分証明書）

上記の他、世帯主の委任状や印鑑が必要になる場合があります。

【コンビニ交付についてのお知らせ】

岐南町に本籍がある方が岐南町以外に引っ越しをされた場合でも、事前登録（利用登録申請）をすればコンビニで戸籍謄抄本を取得することができます。新しい自治体で継続利用（マイナンバーカードを転入先でも使用する手続き）後に登録申請が可能になります。
※登録までに申請から5営業日ほどかかります。

岐南町での手続きは、すべて終了されましたか？

- ・転出を取りやめるときは、転出証明書を持参の上転出取消の手続きをして下さい（詳しくは住民課へご相談ください）。
- ・「介護保険受給資格証明書（更新手続用等）」をお持ちの方は保険年金課で手続き後、返却してください。
※転出証明書に記載してある「異動予定年月日」と「転出予定地」が変更となっても、この「転出証明書」で差し支えありません。（ただし、すでに異動日が過去となっている転出証明書の場合、異動日の変更はできません。）
※転出入の届出だけでは、本籍地などの戸籍の異動はしませんので、別途転籍届の提出が必要となります。（異動が必要な方のみ）
※転出者が、国民健康保険加入者の場合は、国民健康保険税額が届出の翌月に変更となります（世帯主に通知します）。

岐南町役場【各課直通ダイヤル】

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

1階	住民課 tel.058-247-1333	健康推進課 tel.058-247-1321
	福祉課 tel.058-247-1348	こども安心課 tel.058-247-1344
	地域包括支援センター tel.058-247-1312	
2階	税務課 tel.058-247-1397	こども学び課 tel.058-247-1395
	まちづくり推進課 tel.058-247-1370	保険年金課 tel.058-247-1341
3階	総務人事課 tel.058-247-1331	財務課 tel.058-247-1394
	企画広報課 tel.058-247-1335	
4階	建設課 tel.058-247-1332	上下水道課 tel.058-247-1371
	くらし安全課 tel.058-247-1360	
中央公民館	生涯学習課 tel.058-247-1334	
保健相談センター	こども家庭センター tel.058-214-3533	